

当座勘定規定(一般用)の新旧対照表

改定後	改定前
<p>当座勘定規定（一般用）</p> <p>第 1 条～第 24 条 （略）</p> <p>第 25 条（解約）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 1 回目の不渡りから起算し6か月以内に2回目の不渡りが発生した<u>場合には、当金庫はこの取引を停止し、この当座勘定を解約します。この場合、2 回目の不渡りから起算して2 年間は、当座勘定および貸出の取引は行わないこととします。</u></p> <p><u>(5) 前項の場合、</u>到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>第 26 条～30 条 （略）</p>	<p>当座勘定規定（一般用）</p> <p>第 1 条～第 24 条 （略）</p> <p>第 25 条（解約）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 1 回目の不渡りから起算し6か月以内に2回目の不渡りが発生した（追加）ために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>(5)（新設）</p> <p>第 26 条～30 条 （略）</p>